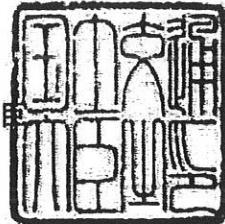


国 土 建 推 号  
平成 27 年 1 月 日



国 土 交 通 大



## 指 導 書

国土交通省をはじめとする建設業担当部局においては、平成24年3月の中央建設業審議会提言「建設産業における社会保険加入の徹底について」を受け、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する観点から、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険への加入促進に向けた取組を進めているところです。

当省より厚生労働省に対して保険の加入状況について照会した結果、貴社は、保険加入義務があるにも関わらず、健康保険、厚生年金保険に加入していないことが認められました。

今後、貴社においては、速やかに当該保険加入手続きを行うよう、建設業法（昭和24年法律第100号）第41条第1項の規定に基づき指導します。

当該指導にも関わらず、保険未加入の状況が継続される場合には、保険担当部局へ通報することとなり、通報後も保険加入が認められない場合には、行政処分を行うことがあり得る旨申し添えます。

なお、この指導書は、平成27年7月から8月にかけて実施した上記照会の結果に基づくものであり、既に保険に加入済みである場合や雇用保険法第6条に基づき適用除外である場合等、本状と行き違いがあった際には、なにとぞご容赦願います。

問い合わせ先：  
〒100-8918  
東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省土地・建設産業局  
建設業課許可係  
TEL：03-5253-8111  
FAX：03-5253-1553